

○福岡都市圏南部環境事業組合施設整備基金条例

〔平成27年8月26日〕
〔条例第4号〕

(設置)

第1条 施設の整備(解体を含む。)及び維持管理等を円滑に進めるため、福岡都市圏南部環境事業組合施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、歳出予算をもって定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 管理者は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要があると認めるときは、基金を繰り入れることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。